

高知県公立学校におけるいじめの現状

「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査」県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課  
「いじめの重大事態に係る調査」県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

校種別いじめの認知件数 (件)

	小学校	中学校	高等学校
H 2 9	1,266	469	268
H 3 0	2,320	692	330
R 1	2,631	758	354

校種別いじめの重大事態 発生件数 (件)

	1号事案※	2号事案※	1号2号両方	小学校	中学校	高等学校
H 2 9	9	20	4	7	13	13
H 3 0	6	8	6	6	8	6
R 1	2	9	5	5	5	6

※1号：いじめ防止対策推進法28条第1項第1号に規定する「重大事態」  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

※2号：いじめ防止対策推進法28条第1項第2号に規定する「重大事態」  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いじめの態様として一番多いのは全校種とも「冷やかし・悪口・嫌なこと」で全体の半数以上を占めている ⇒ 重大事態につながらないように早期発見し、適切に対処していくことが重要

高知県立高校で発生したいじめの重大事態 事例

※内容を一部変更して記載

**事案1**：生徒Aの欠席が続いたため、学校が家庭訪問したところ、母親から「子どもが、クラス内で自分の悪口を言われているように感じている」と相談があった。学校は生徒Aに聴き取りを行おうとしたが、事案について一切話をしなかった。クラスへのアンケート調査によると被害生徒への直接的ないじめは確認できなかったが、生徒Aの陰口を言っていた生徒がいたことが分かった。  
(2号事案)

**事案2**：生徒Bは、生徒Cの突発的な言動に戸惑い、関わりにくさを感じたことから距離を置くようになった。生徒Cは、次第に同級生からじろじろ見られたり疎外感を感じるようになり、学校を欠席するようになった。  
(2号事案)

**事案3**：生徒Dは、同じクラスの数名の加害生徒から日常的に私物を隠されたり、からかわれたりしていた。生徒Dは、進級した時に「また昨年度と同じことをされるのではないかと感じ、不登校になった。被害生徒が休み始めるまで、学校も家庭も生徒Dの様子の変化に気づくことができなかった。  
(2号事案)

**事案4**：生徒Eの友人が、「加害生徒らが、グループLINEに被害生徒の悪口を書き込んでいる」という話を生徒Eに伝えた。そのことを知った生徒Eは、このことがきっかけで教室に入ることができなくなった。また、生徒Eは事案が発生したときから体調不良になった。  
(1号・2号事案)

事案から見える課題

相談しやすい人間関係づくり

共感的人間関係の育成

大人のアンテナの向上

適切なSNSの使い方

R2の活用状況を踏まえて

- 小中高の96%の学校でプログラムを活用した校内研修を実施されたが、活用目標の100%には至っていない。
  - 児童生徒を対象としたプログラムが活用された学校は69%にとどまった。
  - 地域・保護者への周知・活用については、13%で全体的に十分な活用ができていない。
- ⇒さらなる活用を目指すために、より使いやすさを重視したプログラムにする必要がある。

委員からの意見を踏まえて

- 「大人はいじめをしない」ということが前提とならないように、大人もいじめについて考えられるプログラムになれば良い
  - いじめ防止の取組について、子どもだけでなく、保護者へもっと啓発していくことも必要
- ⇒大人自身がいじめについて考え、自らの言動を振り返ることができるプログラムが必要

いじめの重大事態から見える課題を踏まえて

- ⇒子どもたちが悩み・不安等をひとりで抱え込まないよう、心の不調に対処できるストレスマネジメントのプログラムや、他者への相談の仕方・受け止め方、SOSサインの出し方・見つけ方のプログラムを追加
- ⇒SNSなどネットの利用について情報モラルに関するプログラムを追加